22　法第23条第１項第４号の２イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23　法第23条第１項第４号の２イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24　法第23条第１項第４号の２イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十　挿入］

第６号様式（その３）記載要領

［１～６　略］

７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ又はハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

９　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

22　法第23条第１項第４号の２イ(1)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23　法第23条第１項第４号の２イ(2)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24　法第23条第１項第４号の２イ(3)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙九　挿入］

第６号様式（その３）記載要領

［１～６　同左］

７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。（第23条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。（第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（令和２年改正法附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

９　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職